

## 前尾衆議院議長と公明党(5)

平野 貞夫  
元参議院議員

「前尾衆議院議長時代」を終えるにあたって

前尾繁二郎議長は、1976 (昭和51) 年12月9日の衆議院議員任期満了で、議長職を退職した。同月5日の総選挙で衆議院は参院同様に与野党伯仲となる。新憲法下で初めての事態であった。それ以後、衆議院議長は保利茂79 (昭和54) 年2月1日病气辞任、灘尾弘吉80 (昭和55) 年5月19日解散と続く。80 (昭和55) 年6月22日の衆参同日選挙で、自民党が両院で圧勝し3年半ぶり、衆参両院で絶対多数となる。

3年半にわたる与野党伯仲の国会運営は、保利・灘尾両議長とも前尾議長が確立した国会正常化を踏襲し、前尾議長時代と併せて「約7年間」は、新憲法で議長中心に国会が機能した時代であった。その原因は「社・公・民」が一体として活動したことである。そ

のため公明党が調整役として活躍したことであった。そのポイントは、毎年度の総予算を修正し、減税を実現させることだ。故人となった公明党の大久保直彦議員運営委員会理事に、こき使われた記憶がある。81 (昭和56) 年7月26日、前尾元議長が心臓麻痺で急逝する。公明党は影の指導者を失うことになった。

当時の公明党の姿は消えてしまった。第二次安倍政権から菅政権に移行した現在、わが国の政治の劣化は極限に至った。どのように変化したか。何が問題かを、「前尾衆議院議長と公明党」を終える機会に検証しておく。

### 1980年前後の公明党の政治姿勢

公明党は第15回全国党大会 (78年1月11日) で、「中道革新ブロック」への活動方針を採択する。そし

て翌年12月には公明と民社で「中道連合政権構想」を合意。さらに翌80 (昭和55) 年1月に、社会党と「連合政権構想」で合意。同月17日の第17回全国党大会で、「連合政権構想」を採択した。

これらの動きは、当時、公明党は「社・公・民」がまとまり、自民党と政権交代を可能とする政治体制を展望していたのである。勿論、創価学会の志向であり民衆の福祉の実現を真剣に志向していた。公明党の方針は73 (昭和48) 年頃から「中道革新連合政権構想」として検討されていた。

この時期、自民党の金権政治を批判していた前尾繁二郎氏が、衆議院議長となる。直ちに自民党籍を離れて無所属となる。そして「中は天下の正道なり」との色紙を、公明党の議員に贈った頃だ。当時、田中角栄内閣の国会運営が乱暴で、前尾議長は「中道政治を志向する新党が欲しい。政権交代が必要だ」と、しばしば語っていた。

そんな背景があつて、ロッキード事件を契機に国会が与野党伯仲化すると、「野党連合政権」で政権交代という流れとなる。問題は「ポスト自民党」の政権が、国家像や国政の根幹を共有できるか、ということであった。即ち、憲法の三原則 (平和主義・国民民主

権・基本的人権) への評価である。社・公・民の3党では共有ができたが、問題は共産党だった。

公明党と共産党は、74 (昭和49) 年に創価学会と共産党の間で秘密裏に結ばれた「創共協定」で、表向きは問題がなかったが、翌年7月に公表された時点では「死文化」することになる。この「協定」は、創価学会側が「言論妨害」で、国民の批判を躲す戦略の一環として、批判の急先鋒だった共産党の口を封じることが目的だったことが分かっている。そのこともあつて、「民主国民連合政府」を構想する共産党と公明党は憲法論争を展開することになる。

この時期の公明党の憲法への基本姿勢は、「現憲法の核心をなす①主権在民②基本的人権の尊重③恒久平和主義の規定は、人類が長い歴史の教訓から生み出した英知であり、不変の原理というべきもので、簡単に変えていいものではない。この三原理は、将来にわたって擁護し、発展せしめていくべきものであると考えている」(「公明党50年の歩み」)

当時の野党連合政権構想は、民社党の党是が反共であり、「社・公・民」3党によって協議していくことになる。社会党は表向きは推進する立場ではあったが、なかなか複雑な動きであった。右派はほとんど

民社党と同じ反共思想で固まっていた。左派の中には近親憎悪を持つ人たちがいた。それより社会党全体として80（昭和55）年代頃は、自民党との政権交代を本気で志向していなかった。

それは「自社55年体制」の変形といえるものであった。「社・公・民」という野党の指導的立場を利用して、裏側では事実上の「自社連立体制」であった。衆院中選挙区制で、自民党政権を批判しておれば3分の1の野党は確保できる。あえて政権を交代して責任ある政治的立場に就くより、国会は労使交渉の場だと私に公言する社会党の指導者がいるほどだった。77（昭和52）年から80年（昭和55）年までに野党連合政権の機会が何回あったが、実現しない問題は社会党にあった。

もうひとつの問題は、先に紹介した公明党の憲法への基本姿勢は本心であったかどうかの問題である。共産党との憲法論争で公明党の公開質問状を作成したのが、当時の機関紙局長・市川雄一（後の公明党書記長）の指揮であったと本人から聞いたことがある。すると全身全霊で取り組んだと思う。したがって、この時期の公明党の心の叫びであったと確信する。

続きでなされるべきことであり、重大な「平和主義の破壊」である。連立政権のパートナーである公明党の了承の下で行われただけに重大な責任がある。

③第189回国会（15年）の「安保法制関連法」。集団的自衛権行使への具体的実施法であり、憲法九条違反で「平和主義の破壊」。

④第193回国会（17年）の「テロ対策共謀罪法」。平成の治安維持法といわれ、官憲の判断で基本的人権をことごとく侵害する内容。「基本的人権の破壊」。

公明党は70年代に確立した「憲法への基本方針」を堅持しているとしながら、ことごとく日本国の存立に關わる重大問題で、憲法の破壊を主体的に行ってきたのである。日本の政党史上、これだけの道理に合わない政治理念の変節、反逆を断行した事例を私は知らない。何故、公明党が平然として存在できるのか。いずれ、仏罰<sup>①</sup>が下るだろう。問題はその原因だ。それは安倍政権を継承した菅首相にある。創価学会と直接にパイプを繋ぎ政治利用してきたからだ。

さらに政治の道理だけでなく、人の道を破壊させる事態が、この秋に発覚している。それは11月1日に行われた「大阪都構想の住民投票」である。この構想は「二重行政改革」という美名のもと、大阪維新の会が

## 安倍政権以降の公明党憲法論の破綻

公明党が自民党と本格的に連立政権を組んだのは、2000年（平成12）年4月5日からの森喜朗政権からであった。日本の政治の劣化が目立つようになったのは、この時期からであった。小泉純一郎政権から、安全保障でも社会保障でも、それ以降なんとか屁理屈合わせで憲法論を護るふりをしてきた。それが国民が許さなくなったのは第二次安倍政権からである。さらに菅政権となり亡国状態となる。

第二次安倍政権までの「公明党と創価学会を考える」については、次号からとする。非常事態と思われるので、今日起っている創価学会・公明党の憲法破壊行為を本号で論じることにはしたい。

公明党の「憲法への基本方針」に、明らかに違反した代表的事例を挙げると、

①第185回国会（2013年）の「特定秘密保護法」。国会の国政調査権の行使に制約を加えたこと（立法権への制約）。裁判所にも特定秘密を判定させない部分を作ったこと（司法権の制約）。「国民主権の破壊」。

②2014年に安倍内閣は、閣議で憲法九条を解釈改憲し、集団的自衛権の行使を容認した。本来は改正手

政商・竹中平蔵の発案に乗ったものだ。実体は「大阪市の公共資産を大阪府に移し、IRなどで外資に買収させること」にあった。

5年前、大阪市の住民投票で公明党は反対し、僅差で維新の構想が敗れたものである。それを大阪の公明党候補のいる小選挙区に対抗馬を立てるといふ脅しを駆使して維新の会が、ウルトラCで公明党を賛成に寝返らせ、今回の住民投票ならびに都構想勝利を仕掛けたのだった。その背景には菅官房長官（当時）から、原田稔創価学会会長へ「公明党を賛成に説得するよう」強い要請があったというのが、複数の公明党関係者からの情報だ。

だが結果は否決。大阪市民の良識には、菅首相と原田会長の「政教分離」の憲法原則に反する執念は効果なく終わった。

現下の日本政治を支配する「闇のシンジケート」は、菅首相に繋がる自民党議員と原田創価学会一派と大阪維新の会。その脚本演出は竹中平蔵だ。要するに大阪をテストモデルに「日本の解体」を策していると私には見える。「平和と民衆の福祉」を目指していたはずの創価学会と公明党が変質した原因を、次号から検証する。